

第 1 回 長 官 交 渉

現場の目線に立った事務運営を



林 中央執行委員長

委員長所信 今年7月の定期人事異動では全国税組合員の6級ポスト昇任発令は一人のみであった。全国税組合員に対する差別をなくすことを求める。正常な労使関係を確立するために新長官の決断を求める。

8月7日に人事院勧告が行われた。再任用職員を含むすべての職員が賃上げになり、一時金も0・1か月とはいえアップしたことは評価できるが、物価上昇分すらカバーできてお

全国税は9月29日(金)、住澤長官と1回の団体交渉を行いました。

交渉では、業務センターやインボイスセンタールの労働強化、超勤削減問題について質しました。また人事問題では障がいを持った職員が働き続けられるよう差別を行わないことを求めました。



発行所

東京都千代田区霞ヶ関
財務ビル内(〒100-0013)

全国税労働組合

発行人 木村 和由

電話 (03) 3581-3678

FAX (03) 3507-0886

zenkokuzei@gmail.com

<http://www.kokko-net.org/zenkokuzei/>

”税務の職場”

何でも110番

全国税は、職場で起こった問題を解決するため「税務の職場 何でも110番」を常時設置しています。上記の番号やHP、Eメールでお寄せください。

いるが、その点検状況について現場へのフィードバックが十分にされていないと思われる。また、障がいを持った非常勤職員が常勤職員となることができるステップアップ制度の拡充が求められる。以上の3点について長官の所信を聞きたい。

長官 労使関係について。困難な職責を担い職務に精励している職員の皆さんが少しでも働きやすいよう、明るく風通しのいい職場づくりをしていきたい。そのためには職員の意見を正しく汲み上げていくことが大事であり、職員団体の皆さんから職場の生の声を聴くことは大変重要であると考えている。

また、人事にあたっては従前から公務の要請に基づき適材を適所に配置し、行政効率を最大限に発揮でき

らず、生活改善には至らないものであった。

障がい者雇用問題について、国税庁では令和2年4月に「国税庁における障害者活躍推進計画について」を策定して

るようという考えの下に職員個々に適性・能力・勤務実績など総合勘案して適正公平な人事の確保に努めている。職員団体加入の有無及び職員団体の如何により人事は行っていない。

人事院勧告について。人事院が社会情勢に適応するよう民間の給与などを踏まえて勧告を行うものであり、意見を申し上げる立場にない。税務職員の処遇については税務の複雑困難性を訴え処遇の維持改善を働きかけている。

障がい者雇用の問題について。障害者雇用促進法等を踏まえ、障がい者の方々が活躍できる環境の整備を行うとともに職員が障がいの特性に関し理解を深め、すべての職員が働きやすい職場づくりをすすめる。国税庁における障害者活躍推進計画を踏まえ、障がい者である職員に対しアンケートを実施しており、その取り組みの実施状況は国税庁HPに掲載している。ステップアップ制度は現時点で確たることは言えないが、今後の申し込み状況や実施状況を踏まえて検討していきたい。



住澤 国税庁長官

適正な人員配置を

全国税 業務センターの拡大については、効率化見込みによる極端な人員削減は行わず、十分な人員を確保したうえで行うこと。また、センタ化に伴い署の内部担当の人員が減らされている。挙署・局署一体で十分な支援体制をとること。

また、現在、署に勤務する非常勤職員の雇用についてセンタ化を理由に雇止めを行わないこと。

長官 センター化の拡大にあたっては適切な人員を配置しセンタ職員に過重な負担がかかることのないようにしていく。対象署の管理運営部門については総務との相互支援など一体的な運営を実施する。また局管理運営課が対象署の状況を把握し機動的支援を実施する。

非常勤職員の任期終了後に引き続き行う採用は、人事院から再採用を当然に予定するような運用や、あらかじめ再採用が確実であると誤解されるような対応をしないよう指示されている。非常勤職員の採用にあたっては今後とも適切に実施していきたい。(2面へ続く)



インボイス制度の開始に伴い 確申期は混乱必至か

全国税 確定申告期の問題について。インボイス制度の実施に伴い消費税の申告件数が増加すると見込まれる。申告相談及び申告書入力については、前年の実績にとらわれず実施可能な計画とすること。相談会場について。

では前年と同様に入場整理券方式とすること。

長官 インボイス制度の開始により一定程度、消費税の申告件数の増加が見込まれる。確定申告書等作成コーナーにおいていわゆる2割特例を含め対応を行う。

う。自宅からのe-Taxをすすめる周知広報を行い来場者を抑制する、オンラインの事前発行を含む入場整理券方式において消費税の相談枠を追加する、税理士の相談を消費税の申告期限まで延長する、等により負担軽減を図る。事務計画の策定にあたっては従来から局署の実情に即した無理のないものとするよう指示している。また必要に応じて事務計画を見直すなど弾力的な運営に配慮するよう指示

している。相談体制の構築、入力事務にあたっては十分な連携協調を図り特定の職員に過重な負担がかかることのないよう配意していきたい。

入場整理券方式について令和5年分確定申告において実施していきたい。

スマホ申告、強要するな

全国税 相談会場においてスマホ申告を強要しないこと。スマホ申告のノルマ化をしないこと。

長官 スマホ申告について。スマホコーナー利用者がPCコーナー利用者に比して翌年の自宅等からのe-Tax利用への移行率が高いことからスマホで申告が可能な納税者を中心にスマホコーナーへ案内することで翌年以降の来場者の削減につなげていきたい。スマホコーナーへの誘導はあくまでも納税者自身の意思を尊重していくため強要することのないよう指示していく。

スマホ申告をした場合、控えが印刷できないことへの対応についてはスマホへの保存方法、確認方法の案内を行っているほかリーフレット等において周知している。引き続き理解しやすいような周知広報をしていきたい。

(1面の続き)

全国税 適正に配置していると回答があったが現実的にはセンター化で、各センターも署の管理運営部門も相当大変だという声が異動明けから上がっている。東京局で言うところの大手町センターが開設。法人署と言われる署が複数対象となった。ここ数年、連日超勤が続いているという話が届いている。ここ数年の動きでは事務滞留が起きたセンターでは他のセンターから人員をやりくりしている状況があった。全体的に人手が足りないというのが現場の実感である。調査は件数を柔軟に運営できるが、内部の仕事はここを削るとか後回しにするということができない。

今回のセンター化は大きな組織体制の変化であり、非常勤職員の雇用の問題で言うところ使用者側の都合で長年勤めてきた人たちが職を失う危惧がある。そのようなことが起きない努力を使用者側はするべきではないか。

原口さんを職場に戻せ！

全国税 元東京局職員

原口朋弥さんに対する分限免職処分を取り消して職場復帰をさせること。

長官 各局における分限免職処分についてはお答えする立場にない。各局において法令等の定めるところに従い適正に実施されているものと承知している。

全国税 私は2021年6月に東京局を勤務実績不良等で能力不足とされ不当な分限免職処分を受けました書記次長の原口朋弥です。すでに2年間に及ぶ人事院審理は7月上旬に結審となり人事院の判定待ちです。この処

分に係る問題は、第一に管理者等からの相次ぐパワーハラスメント、第二に障がいを持つ職員への排除、すなわち障がい者雇用に対する職場の理解の欠如、第三に悪意がある人事評価が繰り返された、ということです。私の解雇については、一個人の問題の範疇ではなく、国家公務員全体の労働環境問題に発展しています。障害者雇用促進法によれば「障がいを有する職員に対する合理的配慮提供義務」も規定されており、また同法の趣旨に沿った国税庁通達もすでに施行されています。国が率先



原口 書記次長

して適正に法令を履行する責務がありますが、他部署への配転措置などの分限免職回避努力義務を尽くしていなかったことが人事院での審理で明らかになりました。住澤長官にあってはこの分限免職処分の違法不当性は明々白々であるので、東京局長に対し、人事院判定を待たずに処分取り消しを指導してもらいたい。



ID・PW方式、
いつまで

全国税 ID・PW方式について。当面の間ということで暫定的な措置。見通してとしていつまで行うのか。

長官 ID・PW方式について、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応として平成30年分確定申告から導入されたもの。所得税の確定申告についてマイナンバーカード方式の利用者は増えており、令和4年分

では387万人。ID・PW方式171万人。ID・PW方式を直ちに廃止することは納税者利便の低下を招きかねないため困難である。



日曜開庁は中止を

全国税 日曜開庁をやめること。また、日曜開庁を1回にすることについて検討状況を明らかにすること。

長官 日曜開庁について。閉庁日対応の取り組み後、e-Taxや確定申告書等作成コーナーの改善、スマホ申告の取り組みにより来場者数は減少傾向にある。こうした状況と職員負担を勘案し、令和5年分の閉庁日対応についてはこれまでの2日間

の実施を1日の実施へ見直すことを検討しており、関係民間団体や地方公共団体と調整を行っている。こうした関係民間団体等の意見を踏まえ適切に判断していきたい。

障害のある職員には
合理的配慮を

全国税 障がいを持った職員が差別なく安心して働き続けられる職場環境を作ること。人事評価にあたっては障がいの特性にあわせた合理的な配慮がなされていないといえる。障がい者ということで差別することなく適切な人事を行ってほしい。

長官 人事評価については障がいの有無にかかわらず対象の職員に対して統一の規定により行われる。内閣人事局からの通知を踏まえ、障がいがあるために標準職務遂行能力のうち、一部の能力の発揮が困難な場合には当該職員が有する他の能力を発揮することによって達成できるもの、その職員にふさわしい目標を設定するなど人事評価制度の枠内で一定の配慮を行うこととされている。いずれにせよ適正に実施されているものと承知している。

ゆとりある調査・徴収事務運営を

全国税 調査・徴収事務について。コロナが5類に移行したこと

で、調査件数などコロナ禍前の水準に戻す動きがある。強引なノルマ主義・尻たたき・労働強化にはしないこと。

長官 調査徴収事務については限られた事務量で効率的に実施するため事務計画を策定している。その策定にあたっては局署の実情に応じた無理のないものとし、職員の意見を取り入れるよう指示している。実施にあたっては個々の事案に応じて必要な事務量を適切に投下し、弾力的に運営するよう指示している。

いずれにしても特定の職員に過重な負担がかからないよう配慮

していききたい。

全国税 職員構成上、経験が少ない職員が多くなってきたという。上席や再任用職員がその分の負担が増えている。若手職員の育成のために調査件数を減らすなど、指導体制の充実を行ってほしい。

長官 新規採用間もない職員の指導育成にあたっては従来から庁において基本方針を定め局が従事事務、研修計画等を示したうえで署長等によるマネジメントの下で組織全体として育成に取り組むよう指示している。

全国税 署の法人課税の調査部門の話でいくと、調査1年目から4年目の職員が多く、それに

対してその部門に上席が1人と

か再任用の職員が1人とか、という構成が多い。若手の1年目から3年目という職員がコロナ禍のために調査経験が少なく、自らの担当事案もある中で部門の上席や再任用職員が部門全体の進行管理をしている。それが大きな負担になっている。ここは改善してもらいたい。

全国税 若手職員も簡単な事案がない。法人で言うところの一般同時調査と重点項目調査があるが、その割合が9対1となっており、ほとんどが一般同時調査。調査の質が求められる。増減や不正を求められることになり、若手職員の精神的負担は相当重くなっ

ている。しっかりとした指導体制を取ってもらいたい。

全国税 消費税のインボイス制度が始まることによって消費税の滞納の増加や無申告者の増加が懸念されている。事務負担増に見合う人員を増やしてほしい。

長官 インボイス制度の開始により滞納の増加につながるかどうかは一概に言えないが、各事務系統の定員配置については事務処理が効率的かつ円滑に運営されるよう適切に行っている。徴収職員の人員配置は職員に過重な負担がかかることのないよう弾力的な運営に配慮するよう指示している。

ている。しっかりとした指導体制を取ってもらいたい。



原口朋弥さんを
職場に戻そう!

人事院は 公平・公正な判断を

11.1
決起集会



日時 **11月1日(水) 18:30 ~**

会場 **平和と労働センター全労連会館2階ホール**
東京都文京区湯島 2-4-4 TEL 03-5842-5610

オンラインからも参加できます

オンライン (Zoom) ミーティングID 829 6966 9633 パスコード 266854

2021年6月28日に東京国税局から不当な分限免職処分を受けて職場を追われた原口朋弥さん(全国税・国公一般組員)は、同年9月に人事院に不服申し立てを行い、人事院公平委員会での審理が続いています。2023年2月と6月には公開口頭審理(証人尋問)が実施されるとともに、7月31日には両当事者から「最終陳述書」が提出され、結審。早ければ年内にも人事院公平委員会から判定が出される見込みです。

決起集会では、分限免職処分の不当性や、当局から出された最終陳述書の問題点、このたたかひの公務職場における意義などについて改めて検証・確認するとともに、分限免職処分の取消判定を勝ちとるために最後まで一致団結してたたかうことの意味統一をします。原口さんからの訴えのほか、この間のたたかひの経過などについて弁護団や当該組合から報告があります。多くのみなさんのご参加をお待ちしています。

【共
催】

日本国家公務員労働組合連合会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス3F
TEL 03-3502-6363 / FAX 03-3502-6362

全国税労働組合

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 財務ビル内
TEL 03-3581-3678 / FAX 03-3507-0886